

健康増進センター「アスロン」
指定管理者募集要項

令和 4 年 8 月
七 尾 市

今後の健康増進センター「アスロン」の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び七尾市温泉健康増進センター条例（以下、「条例」という。）第4条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集を行う。

今回指定管理の募集にあたり、施設の設置目的を踏まえ、ニーズに対応した施設とするため、一部施設改修を含めた公募を行う。

1. 施設の概要（資料1参照）

- (1) 名称：健康増進センター「アスロン」
- (2) 所在地：七尾市高田町ち部10番地
- (3) 開設時期：平成12年11月
- (4) 設置目的：七尾市温泉健康増進センター条例
- (5) 施設概要：

敷地面積	12,400㎡
駐車場	4,230㎡
緑地及び調整池	5,570㎡
建築敷地	2,600㎡
建築物構造	鉄筋コンクリート平屋建て（一部鉄骨造）
建築面積	2,549.8㎡
建築床面積	2,428.7㎡
主な施設	管理棟部、プール棟部

上記施設の管理・運営のほか、応募者が提案する事業計画を遂行する上で、設置目的に資する内容とし、集客が見込まれると思われる体力測定室・トレーニング室、スタジオ、食談コーナーなどの提案（改修含む）をできることとする。

- (6) 営業時間、休館日

営業時間 午前10時から午後9時まで

休館日 毎週水曜日、12月31日、1月1日

但し、営業時間及び休館日は、指定管理者の提案により、市と協議の上決定することができることとする。

2. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間で予定しており、市議会の議決を経て指定される。

なお、指定期間中であっても、本施設の管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、管理業務の全部又は一部の停止や指定の取消しをすることがある。

3. 施設の主たる用途

本施設は、市民の健康の増進及び体力の向上を図ること、また、休養及び保養の機会を提供し、余暇の有効利用を促進することを目的とする。

4. 指定管理者が行なう業務

- (1) 本施設の運営に関する業務
 - ① フロント受付及び経理業務
 - ② 利用許可に関する業務
 - ③ 利用に係る利用料金の徴収に関する業務
 - ④ 広報宣伝業務
 - ⑤ 施設の運営業務
 - ⑥ 健康増進プログラムの提供業務
 - ⑦ 安全管理業務
 - ⑧ 駐車場の運営業務
 - ⑨ 禁煙対策業務
 - ⑩ 感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策
- (2) 本施設の維持管理に関する業務
 - ① 建築物保守管理業務
 - ② 建築設備保守管理業務
 - ③ 温泉設備保守管理業務
 - ④ 源泉及び当該市有地の維持管理業務
 - ⑤ 環境衛生管理業務
 - ⑥ 植栽等維持管理業務
 - ⑦ 清掃業務
 - ⑧ 修繕業務
 - ⑨ 物品の保守管理業務
 - ⑩ 警備業務
 - ⑪ 隣接施設等の事務調整
- (3) その他本施設の管理運営上、必要と認める業務

5. 指定管理に要する経費

本施設の運営業務及び維持管理業務に要する経費（指定管理者が行なう業務に係る経費）は、施設の利用者が納める利用料金収入、指定管理者が実施する事業収入及び市が支払う指定管理料により賄うこととする。

なお、条例に規定する利用料金は、市と指定管理者が協議の上、見直しを行なうことができることとする。

6. 指定管理者の選定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表及び申請受付の開始、説明会の開催

募集要項は、令和4年8月9日（火）に市ホームページにて公表し、同日より申請書類の受付を開始する。

なお、説明会は開催しないので、現地確認等をご希望の場合は健康推進課へご相談ください。

- (2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、次の期間で受付ける。

質問書（別紙１）に記入の上、FAX 等で送付すること。

受付期間：令和４年８月１６日（火）～８月３１日（水）

（３）質問への回答

質問に対する回答は、令和４年９月２日（金）までに、電子メール等により回答する。また、市ホームページにその内容を掲載する。

（４）参加意思表明書の提出

申請を希望する団体は、９月２日（金）までに「参加意思表明書」（別紙２）の提出が必要となり、参加意思表明書の提出があった団体のみに、申請の資格がある。

なお、参加意思表明書提出後に申請を行わなくなった場合は「辞退届」（別紙３）の提出が必要となる。

（５）申請書類の提出期限

提出期限：令和４年９月９日（金）１７時まで

提出場所：七尾市健康福祉部健康推進課（パトリア内）

提出方法：持参または郵送のいずれかで提出とする。

（６）選定委員会の開催 令和４年１０月３日（月）

（７）選定結果の通知 令和４年１０月下旬

（８）指定管理者の指定に係る議案の提出 令和４年度七尾市議会定例会１２月会議

7. 協定の締結・指定管理者の指定

市議会の議決による指定管理者の決定後、市と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結する。

8. 申請資格等

健康増進センター「アスロン」に係る指定管理者の指定の申請を行なう者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

（１）法人その他の団体であること。（法人格の有無は問わないが個人は不可）

（２）本施設の管理業務に係る市との連絡や緊急時対応を行なう責任者が石川県内に常駐すること。

（３）次のいずれかに該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から２年を経過しないもの

③ 国税、県税及び市税を滞納しているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者であるもの

⑤ 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は民法（明治２９年法律第８９号）第７３条に規定する清算の目的の範囲内において存続する法人

- ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていないもの

9. 選定方法・選考基準

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、プロポーザル方式により選定する。書類を確認し、選定委員会の場で提案内容を審査し、優先候補者を選定する。

(2) 選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

(3) 選考基準

選考は、次の基準により行なう。

- ① 公共的な役割の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか。
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか。
- ③ 施設を有効活用した事業が提案されているか。
- ④ サービス向上の提案として、地域や他施設との連携や方策等が適切か。
- ⑤ 安全管理についての基本方針が適切であり、また緊急時の対応が計画されているか。
- ⑥ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適切か。
- ⑦ 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか。
- ⑧ 施設の維持管理及び安全確保に関する考え方が適切か。
- ⑨ 収支計画が適正に見込まれているか。
- ⑩ 施設改修のコンセプトは、施設設置目的を踏まえているか。

10. 申請書類

指定管理者に応募しようとする団体は、指定申請受付期間内に下記の書類を提出すること。
なお、提出された書類についての変更、返却はしない。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号から様式第4号）
- ② 当該団体の経営状況を説明する書類（様式不問）
- ③ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、非法人にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- ④ 定款、寄付行為及び規約又はこれらに相当する書類
- ⑤ 納税証明書（県税、国税）
※国税については、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書
- ⑥ 改修計画
 - (ア) 添付の図面を参考に、各ゾーンの概要を別表にて示すこと。概要書の様式は問わない。
ただし、管理・運営の目的に沿ったものとする。
 - (イ) 施設改修に係る概算設計書（様式指定なし）を提出することができる。ただし、改修予算の上限は2千万円（直接工事費とし、諸経費を除く）とし、体力測定室・トレーニング

グ室、スタジオ、食談コーナーの改修提案を基本とし、その他のゾーンの改修についての提案も可能とするが建物の構造を変えないこととする。実施設計については指定管理に係る基本協定を締結後、七尾市と調整し、工事は令和5年度七尾市が発注する。

(2) 提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本7部（社名及び代表者印等の印影は載せないこと）とする。

(3) その他申請書類の取扱い等

- ① 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守すること。
- ② 申請書類の用いる言語、通貨、単位は日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- ③ 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4版とする。
- ④ 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがある。
- ⑤ 提出された申請書類は選定を行なうために必要な範囲内で複製を作成することがある。
- ⑥ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とする。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑨ 申請書類は、七尾市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となる。

1.1. 管理運営の基準等

(1) 管理運営の基準は、別紙「健康増進センター「アスロン」業務仕様書」によるものとする。

(2) 業務計画

指定管理者は、毎年度、本施設の業務計画書を作成し、提出しなければならない。

(3) 業務報告

指定管理者は、毎年4月30日までに、前年度の管理運営に関する業務報告書を提出しなければならない。

また、指定管理者は、毎月終了後10日以内に前月の管理運営に関する月次報告書を提出しなければならない。(4) 調査等

本市は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期すため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行なうことがある。

1.2. その他の留意事項

(1) 自主事業の実施

指定管理者が新たに企画し実施する教室・講座などのプログラム事業は、設置条例第3条の規定に合致し、かつ本施設の運営を妨げない範囲で実施することができるものとする。なお、その結果を業務報告書に記載し市に報告するものとし、事業の一切を指定管理者が行うものとする。

(2) 管理運営の引継等

本市は、指定期間の開始時に、指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営を行なうことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行なうものとする。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を行なうことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行なうとともに、本市が承認した場合を除き、本施設を原状に回復しなければならないこととする。

(3) 管理運営の休廃止

指定管理者が、本施設の運営管理を継続できない場合は、事前に市と協議のうえ、議会の議決を得たうえで、指定管理期間を短縮することができる。

(4) 指定の取消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- ① 本施設の管理運営を適切かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- ④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査または検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。
- ⑤ その他本施設の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(5) 課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となる。

(6) 災害発生時における留意事項

指定管理者は、本市災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備する。

(7) 施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は本市に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

損害賠償責任保険等へ加入するなどの対応については、指定管理者の責任において行う。

【お問い合わせ先】

〒926-0811

石川県七尾市御祓町1番地

(パトリア内)

七尾市健康福祉部健康推進課

TEL (0767) 53-3623 FAX (0767) 53-5990

E-mail kenkou@city.nanao.lg.jp

(別紙1)

質問書

団体名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

○質問内容

※質問はいくつでも構いませんが、簡潔に取りまとめて記載してください。

※いただいた質問内容と回答は市ホームページに掲載します。

(別紙2)

参加意思表明書

令和 年 月 日

七尾市長

所在地
団体名
代表者氏名

健康増進センターアスロン指定管理者募集について、募集要項その他関係書類に記載の事項を了承のうえ、参加意思を表明します。

(担当) 所属・職名 _____
氏名 _____
電話 _____
FAX _____
電子メール _____

(別紙3)

辞 退 届

令和 年 月 日

七尾市長

所在地

団体名

代表者氏名

令和 年 月 日に健康増進センターアスロン指定管理者募集について参加意思表明書を提出しましたが、都合により辞退したいので届出します。

資料1 施設の概要

現在の施設の名称	健康増進センター「アスロン」	
施設の所在地	七尾市高田町ち部10番地	
建築構造	鉄筋コンクリート平屋建て（一部鉄骨造）	
敷地面積	12,400 m ²	
建築面積	2,549.8 m ²	
開館日	平成12年11月9日	
施設構成	<p>管理棟部 玄関、風除室、下足室、フロント、リネン室、事務室、従業員室、セミナー室、健康相談室、ロビー及び交流スペース、トイレ、その他</p> <p>プール棟部 体力測定室・トレーニング室、スタジオ、男女更衣室、男女浴室・サウナ（裸浴）、25m×3 コース温水プール、レジャープール、歩行用温水プール、半身・全半身湯・寝湯・サウナ（水着浴）、その他</p>	
利用者実績	令和元年度	109,858 人
	令和2年度	77,547 人
	令和3年度	82,443 人
利用料実績	令和元年度	78,780 千円
	令和2年度	37,001 千円
	令和3年度	39,058 千円
収支実績 (市からの補助金等を除く 実質収支)	令和元年度	△15,246 千円
	令和2年度	△56,812 千円
	令和3年度	△62,339 千円
修繕履歴	資料2「修繕履歴」参照	

資料2 修繕履歴（過去4か年）

年度	内容	金額
平成30年度	冷温水発生機再生器内部薬品洗浄	435,240
	プールクリーナー修理	251,640
	女子浴室ドア修繕	8,640
	全半身浴ろ過循環ポンプ修理	59,184
	気泡圧注ポンプ取替	309,960
	女湯ろ過循環ポンプ修理	86,400
	消防設備不具合修繕	78,840
	薬剤注入部配管修繕	480,600
	排水管修繕工事	770,927
	温水ヒーター不具合修理	46,440
	源泉予備ポンプ購入整備	3,564,000
	温水(給湯)一次循環ポンプ修理	64,800
	男子浴槽ろ過循環ポンプ修理	70,200
	プール系統空調機修繕	1,663,200
	気泡圧注ろ過循環ポンプ修理	70,200
	女子浴室ハンガードア修繕	37,800
	プール滝ポンプ取替	1,020,600
	気泡圧注槽ろ過循環ポンプ修理	77,760
	寝湯ろ過循環ポンプ修理	27,000
	浴槽系統ろ過装置ろ過材取替	532,440
	サウナヒーター修理	108,000
	気泡圧注ろ過循環ポンプ修理	50,760
	自販機コーナー換気扇取替作業	57,240
	空調機用インバーター盤冷却ファン取替作業	30,240
トレーニングジムエアコン修理	92,880	
トレーニングジムエアコンドレン詰り修理	34,560	
令和元年度	男性トイレ自動センサー修繕	56,592
	トレーニングジムエアコン	745,200
	トレーニングジムエアコン修繕(異音)	162,000
	機械室内昇温配管改修(水漏れ箇所)	49,680
	高圧気中負荷開閉器取替	594,000
	ヘアキャッチャーゴミ受けかご取替	531,000
	消防設備不具合修繕	239,760
	給湯一次循環ポンプ更新	227,880
	警備機器取替作業	45,360
	女子更衣室ファンコイルユニット修理	164,160
	女子風呂循環ポンプ取替作業	185,760
	温水ヒーター不具合修繕	143,640
プール空調機Vベルト交換	19,800	

年度	内容	金額
	かかり湯系統昇温ポンプ更新	289,300
	レジャープール非常用照明取替	281,600
	ろ過タンク付属部品取替	121,000
	気泡圧注槽 No. 2 バイブロブロワー取替	180,400
	歩行プール天井ボード交換	269,500
	会員管理システム改修（ウインドウズ10に切替）	3,456,000
令和2年度	女子浴室サウナ硝子割替工事	88,000
	ジェットポンプ・ヘアキャッチャー排水バルブ及び配管	55,000
	冷却塔修理	33,000
	温水ヒーターBO-2 昇温循環ポンプ修理	73,700
	排煙オペレーター修理	49,500
	ランニングマシン修理	58,190
	女子サウナ室修繕	99,000
	No.1 昇温用ボイラーオイルポンプ修理	261,800
	源泉ポンプ取替	2,585,000
	低温式スポット型感知器取替え	8,800
	小便器機能部交換工事	57,090
	気泡圧注浴槽排水バルブ回し	69,300
	女子サウナストーブ修理	84,700
	昇温水ポンプ取替え	465,300
	全半身浴槽用濾過ポンプ取替え	434,500
	施設玄関前水銀灯修繕	132,000
	浴室入口建具、金具修繕	31,900
	玄関自動ドアサッシ修繕	88,000
	男子水風呂排水バルブ取替え	69,300
	非常警報設備取替え修繕	187,000
誘導灯器具避難口C級取替え	42,680	
ランニングマシン修理	52,800	
給湯2次ポンプ取替え修繕	346,500	
令和3年度	サウナタイマー修繕	40,700
	サウナタイマー修繕	80,300
	トレーニングジム室エアコン修繕	390,500
	排水ポンプ取替、給湯ポンプ配管修繕、オイル管修繕	235,548
	屋内消火栓ポンプ流量計取替	124,080
	冷温水発生機応急修繕	31,900
	冷温水発生機修繕	184,800
	男女サウナ改修工事	528,000
	プール運動室防火戸感知器取替	100,980
	No1 温水ヒーター修理部品納入	65,890
	男子浴室入口建具金物修繕	160,600
	排煙窓オペレーターハンドル修繕	29,040

年度	内容	金額
	点検口（プールサウナ上）取替	55,000
	No 1 温水ヒーター昇温循環ポンプ取替	328,900
	歩行浴プール天井ボード修繕	721,600
	No 3 給湯ボイラーオイルポンプ修繕	212,300
	貯湯槽ドレン配管修繕	187,000
	気泡浴槽ろ過ポンプ取替	462,000
	トレッドミル修繕	947,100
	No 4 温水ヒーター缶水サーミスタ取替	72,600
	源泉加圧ポンプ No 2 部品取替	106,700
	冷温水発生機外板上部増張り修繕	173,800
	冷温水配管ストレナー取替	71,500
	源泉予備ポンプ購入	3,740,000
	消防設備修繕（男性浴室非常放送スピーカー）	39,600
	プール掃除機電源ケーブル修繕	9,900
	機械室ドア金物修繕	66,000
	トレーニングルーム換気扇取替修繕	94,600
	源泉加圧送水ポンプ修繕	112,200